

パブリックコメント ～ 市民の皆さんの 意見を募集します ～

■意見を募集する期間 平成30年4月2日（月）から4月27日（金）まで

■問い合わせ 議会事務局 Tel366-0011（内線569）

ホームページ <http://www.gikai-web.com/osakasayama/index.html>

議会基本条例(案)

議会基本条例の ポイント 3つの約束

- 市民に開かれた議会
- 積極的に行動する議会
- 討議する議会

大阪狭山市議会基本条例・前文

議会運営の活性化や、機能強化を実現し、大阪狭山市のまちづくりに対して責任の一翼を担うためには、議会が主体となって議論し、意思決定していくことを念頭に取組んでいかなければならないという強い決意が必要です。

また、団体意思の決定、監視という時代を通じて不変である議会の基本的役割を果たすためには、地域主権という市民の要請に適応する必要があります。いつの時代においても市民への説明責任の徹底や透明性の向上を図るための不断の取組が議会に求められています。

大阪狭山市議会では、これまでもさまざまな議会改革に取り組んできました。議会における現在までの改革の取組を基に、議会基本条例として昇華し、市民に開かれた議会、積極的に行動する議会及び討議する議会をめざします。

市民の負託にこたえ、揺るぎない信頼を確保し、より一層、市民に寄り添った積極的な議会活動を展開していくために必要な市民との約束として、大阪狭山市議会基本条例を制定します。

開かれた議会をめざして

市民との約束

市議会では、平成22年に議会改革検討委員会を設置して以来、「通年議会」や「議会報告会」の開催、また、常任委員会における「所管事務調査」の実施などをはじめ、市民への情報発信、市民との情報共有を推進するとともに、議決機関として行政に対する監視及び評価機能の充実に努め、議会の改革に取り組んできました。

議会基本条例は、議会の基本理念を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定めることにより、議会がその機能を高めるとともに市民の負託にこたえ、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的としています。こうしたこれまでの議会改革の取組を普遍のものとするため、市議会の新たな道筋やさらなる議会改革の発展を定めるものです。

約束

その1

市民に開かれた議会

第11条では、「市民参加及び市民との連携」について次のように規定しています。

第11条 議会は、市民の多様な意見等を把握し、市政に反映させるとともに、市民が議会活動に参加する機会を充実するものとする。(以下略)

これまで、議会報告会、市PTA連絡協議会などの団体との意見交換会の開催や、委員会へ付託された請願等の提出者に対して意見を述べる機会を設けるなど、議会への市民参加を推進してきました。今後も、第14条に規定する「次世代への取組」と合わせて、幅広い年齢層からの多様な意見を市政に反映させるため、これら取組の充実と発展に努めます。

約束

その2

積極的に行動する議会

第4条では、「議会の活動原則」について次のように規定しています。

第4条 議会は前条に規定する役割を果たすため、次に掲げる役割を担うものとする。

(1)公平性、公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会運営に努めること。(2)市民の多様な意見等を的確に把握し、市政に反映させること。(3)市民の負託にこたえる議会の役割を追求するため、議会の改革に不断に取り組むこと。

市議会では、現在の議会改革特別委員会での議論を経て、さまざまな取組を実践し、その都度、検証・検討も重ねてきました。積極的に行動する姿勢を明記し、市民の負託にこたえます。

約束

その3

討議する議会

第5条では、「議員の役割及び活動の原則」について次のように規定しています。

第5条 議員は、議会を構成する者として、議会活動を通じて市民の負託にこたえることを使命とし、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

(1)議員の活動の基本は言論であり、議会は言論の府であることを十分に認識し、議員間の議論を積極的に行い、十分な審議等を尽くすこと。(以下略)

市政の諸課題に対する議員間の闊達な討議は、さまざまな観点から論点を整理することができます。議員間での討議を重ね、市政に対する政策を立案・提案し、議会としての責任を果たします。

これまでの議会改革の歩み

平成22年
(2010)

- 10月 ● **議会改革検討委員会の設置**
- 11月 ◎ 議会改革検討委員会（第1次報告）
・大阪狭山市議会の改革について
- 12月 ◎ 議員定数条例の改正
・16人から15人へ（1人削減）

平成23年
(2011)

- 1月 ◎ 議会改革検討委員会（第2次報告）
- 3月 ○ 議会傍聴よびかけ隊の活動開始
- 議員の賛否の公表
- 一問一答制の試行実施
- 4月 ★ 大阪狭山市議会議員一般選挙

平成24年
(2012)

- 7月 ● **議会改革特別委員会の設置**
- 12月 ◎ 議会改革特別委員会主催研修会
『地方議員のための議会改革研修』
- 2月 ◎ 議会改革特別委員会（第1回中間報告）
- 8月 ◎ 議会改革特別委員会主催研修会
『三重県四日市市議会視察』

平成25年
(2013)

- 10月 ○ 事務事業評価の結果報告
- 2月 ◎ 議会改革特別委員会（第2回中間報告）
- 3月 ◎ **通年議会関係条例等の可決・成立**
- 5月 ● **通年議会 スタート**

平成26年
(2014)

- 5月開会議会を開催
- 一問一答制の本格実施
- 市長等への反問権の付与
- 10月 ○ 議会報告会の開催
- 2月 ◎ 議会改革特別委員会（第3回中間報告）
- 11月 ○ 『みらい大阪狭山「子ども議会」』の開催
- 12月 ○ 市PTA連絡協議会との意見交換会の開催

平成27年
(2015)

- 2月 ◎ 議会改革特別委員会（第4回中間報告）
- 12月 ○ 常任委員会における所管質問を実施

平成28年
(2016)

- 3月 ◎ 議会改革特別委員会（第5回中間報告）
- 9月 ○ 予算決算常任委員会を設置

平成29年
(2017)

- 10月 ○ 総務文教・建設厚生常任委員会において所管事務調査の実施
- 政務活動費の収支報告書等の公開
- 2月 ○ 大規模災害発生時の議員活動指針の策定
- 3月 ◎ 議会改革特別委員会（第6回中間報告）
- 4月 ○ 『議会だより編集委員会』を見直し、『議会広報委員会』の設置
- 6月 ○ 常任委員会における請願者等の意見陳述の実施

平成30年
(2018)

- 11月 ○ 政務活動費の領収書等の公開
- 1月 ☆ 議会基本条例案（議会改革特別委員会案）の決定
- 12月 ☆ 議会基本条例案を12月定例会月議会に提出（予定）

平成31年
(2019)

- 4月 ● **議会基本条例の施行（予定）**
- ★ 大阪狭山市議会議員一般選挙（予定）

議会改革検討委員会
(8回開催)

議会改革特別委員会
(82回開催)

年度	開催回数
平成23年度	8回
平成24年度	18回
平成25年度	15回
平成26年度	11回
平成27年度	10回
平成28年度	11回
平成29年度	9回

※平成30年1月現在

大阪狭山市議会基本条例の骨子と概要

骨 子	概 要
前文	議会基本条例の制定の背景、市民との3つの約束を明文化しています。
第1条（目的）	この条例を制定する目的について定めています。
第2条（基本理念）	議会の基本理念について定めています。
第3条（議会の役割）	市政において議会が担っている主な役割について定めています。
第4条（議会の活動の原則）	議会の基本的な3つの活動原則について定めています。
第5条（議員の役割及び活動の原則）	議員の役割及び議会活動における4つの原則について定めています。
第6条（政治倫理）	政治倫理の基本的な考え方について定めています。
第7条（会派）	会派の位置付け及び役割について定めています。
第8条（通年議会）	通年議会の実施について定めています。
第9条（緊急事態等への対応）	災害及び緊急事態等の発生時における議会の対応について定めています。
第10条（議会の議決事件）	議会が、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議決事件を定めることについて定めています。
第11条（市民参加及び市民との連携）	議会への市民の参加及び市民の意見を反映させる機会について定めています。
第12条（会議の公開）	議会の会議の原則公開及び傍聴しやすい環境の充実に定めています。
第13条（広報活動の充実）	議会の広報活動の充実に定めています。
第14条（次世代への取組）	子どもをはじめとする幅広い年齢層に政治への参加を促進する取組について定めています。
第15条（市長等との関係の原則）	議会と市長等との関係の原則について定めています。
第16条（政策等の説明要求）	市長等に対する議会からの資料提供及び説明の要求について定めています。
第17条（質問等）	質問等について、市民にわかりやすいものとするため、その質問等を一問一答で行うこと、また、質問等の論点を明確化し議論を深める目的で市長等が発言をすることができることについて定めています。
第18条（議会意見の尊重）	議会における附帯決議その他政策等の形成過程、事務の執行に関し集約された意見等について、市長等は当該政策等又は事務の執行に反映するよう努めることについて定めています。
第19条（専門的知見の活用等）	地方自治法の規定に基づく学識経験者等による専門的事項に関する調査を活用することについて定めています。
第20条（政務活動費）	政務活動費の厳正な活用及び用途の透明性を確保することについて定めています。
第21条（議員研修の充実）	議員の研修機会の充実及び強化に努めることについて定めています。
第22条（議会事務局等）	議会事務局及び議会図書室の機能の強化に努めることについて定めています。
第23条（議員定数）	議員定数を定めるに当たっての基本的な考え方について定めています。
第24条（議員報酬）	議員報酬を定めるに当たっての基本的な考え方について定めています。
第25条（条例の位置付け）	議会に関する基本的な事項を定める最高規範となる条例であることを明文化しています。
第26条（見直し手続）	市民の意見等により、この条例の規定について検討を行い、見直しが必要であると判断したときは条例の改正などを行うことについて定めています。
附則	<ol style="list-style-type: none"> この条例は、平成31年4月1日から施行します。 大阪狭山市議会定例会の回数及び会期を定める条例を廃止します。